

【令和6年3月時点】

1. 事業概要

以下、図表1のとおり、古河市の「成果連動型民間委託契約方式推進交付金事業計画書」に基づき、本事業の概要を整理する。

図表1 事業内容

事業名	古河市参加支援事業
地方公共団体	茨城県古河市（令和6年3月1日現在 人口140,295人）
サービス提供者	株式会社サンオーコミュニケーションズ
事業内容	社会的な支援が必要とされるが、既存制度では利用できる資源が存在しない狭間のニーズをもつ者等に対し、各種の社会資源とニーズを結び付け柔軟な支援メニューを新たに構築しながら、対象者一人ひとりに適した個別の社会参加の機会を提供し継続的な支援を行う事業
対象者	社会的弱者の内、支援・制度の隙間に取り残されてきた「ひきこもり者」、「ヤングケアラー」、「精神的な不調により未就学、未就労、離職状態にある者」等
事業費（注）	15,294,700円
事業期間	【試行期】令和3年12月～令和4年1月 【PFS期】令和4年2月～令和6年1月

出典）古河市資料に基づき EY 作成

注）支払額が最大の場合の委託料

2. 事業目的

(1) 背景となる社会課題・事業目的

(ア) 背景となる社会課題

社会的弱者の内、支援・制度の隙間に取り残されてきた「ひきこもり者」、「ヤングケアラー」、「精神的な不調により未就学、未就労、離職状態にある者」等に対し、地域の資源を活用し、伴走的な支援をすることで、「社会参加」と「自己実現」を促し、地域共生社会の実現の礎の一つとする。

上記に示した対象者等に対し、きめ細やかな側面的支援、体験的支援を提供することにより、いわゆる「8050（ハチマルゴーマル）問題」の発生や、生活困窮や生活保護受給に陥る事象を未然に防ぐ。

また、コロナ禍において、外出・営業の自粛、在宅勤務、オンライン授業等の推奨の裏で生じている、対象者の就労・就学の意欲の喪失や、虐待・DVなどによる精神的なダメージ

【令和6年3月時点】

を軽減し、自己肯定感を高め、自立への再起の機会を提供する。

①国の調査データからみた対象者数の推計

- ア. 15歳以上から39歳以下の「ひきこもり者」数は、国の調査（H27年度調査）をもとに推計したところ、市内に約600人程度の対象者があると推計。
- イ. 45歳以上から64歳以下の「ひきこもり者」数は、国の調査（H30年度調査）をもとに推計したところ、市内に約700人程度の対象者があると推計。
- ウ. 13歳から18歳以下の「ヤングケアラー」数は、国の調査（令和2年調査）をもとに推計したところ、市内の同年齢層の約4.7%、約360人程度の対象者があると推計。

②古河市独自の調査から

- ア. 平成30年度中の生活保護被保護者の稼働年齢層680人（H30.4.1現在）の内、「ひきこもり状態」にある者は、30人であった。
- イ. 平成30年度中の生活困窮者の相談者257人の内、「ひきこもり状態」にある者は、10人であった。
- ウ. 第3期古河市地域福祉計画のための古河市の地域福祉に関するアンケート調査（令和元年度）では、世帯数の内、約1.5%の940世帯にひきこもり者があると推計。

（イ）事業目的・目指す成果

本事業の「目指す成果・事業の目標」の「基本形」（対象者に期待する事業終了後の対象者の状態＝目指すべき姿、各段階の中間目標（中間評価基準）の「基本形」）は、国が示す「重層的支援体制整備事業に係る帳票類及び評価指標の手引きの策定について（通知）」の『つながり指標』（図表2、3参照）の内、「意欲」、「自己肯定感」、「対人関係」、「社会参加」、「相談」の5つの項目と、対象者の各個人の個別の個人目標の評価が、後述の図表9の状態となるよう支援することとする。

図表2 つながり指標の評価項目

意欲	1 就労や生活全般（家事、遊び、趣味、身の回りのこと）等に対して意欲が持てない。	社会参加	1 社会との接点を持たず、外出もままならない。
	2 遊び、趣味等の好きなことに対しては意欲がある。		2 限られた身近な人(家族や友人等)や支援者との関わりがある。
	3 2に加え、就労やボランティア活動等の社会参加に関心がある。		3 身近な人（家族や友人等）や支援者以外にも、仕事・学校・地域活動・趣味・遊び等で、月1回から数回程度、会う人と場がある。
	4 就労やボランティア活動等の社会参加を行おうとしている。または既に行っている。		4 仕事、学校、地域活動、趣味、遊び等で、週に数回又は毎日定期的に会う人と場がある。
自己肯定感	1 自分のことを否定し受け入れられない。	相談	1 困った時に相談できる人や支援機関が1つもない。
	2 自分のことを否定的に話すことが多く、限られた身近な人等からしか認められていないと感じている。		2 困った時に相談できる人や支援機関が1つ又は複数あるが、いずれも信頼して相談できる関係ではない。
	3 しばしば自分のことを否定的に話すか、自分の良い点を挙げることができる。		3 困った時に相談できる人や支援機関が1つ又は複数あり、そのうちの1つと信頼して相談できる関係にある。
	4 自分のことを肯定的に受け止めている。		4 困った時に相談できる人や支援機関が複数あり、そのうちの複数と信頼して相談できる関係にある。
対人関係	1 一対一の関係で、相手の話を聞くことができない。		
	2 一対一の関係において、相手の話を聞くことができる。		
	3 一対一の関係において、相手に配慮した発言や行動ができる。		
	4 集団において、相手に配慮した発言や行動ができる。		

資料) 厚生労働省「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会（第2回）資料1」（令和4年1月24日）より抜粋 <https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000885358.pdf>

図表3 つながり指標の評価項目シートサンプル（③「対人関係」に関する項目）

<p>③「対人関係」に関する項目</p> <p>※周囲の人とのコミュニケーションの取り方の程度をみる項目。</p> <p>1 一対一の関係で、相手の話を聞くことができない。</p> <p>一対一の関係において相手の話をきちんと聞くことができず、他者とのコミュニケーションを全くとることができない状態が該当する。</p> <p>2 一対一の関係において、相手の話を聞くことができる。</p> <p>一対一の関係において相手の話を聞くことはできるが、相手の立場に配慮した発言や行動を取ることはできず、積極的に相手と協調したり、コミュニケーションを図ったりすることはできない状態が該当する。</p> <p>3 一対一の関係において、相手に配慮した発言や行動ができる。</p> <p>一対一の関係においては、おおよそ相手の立場や状況に配慮した発言や行動を取ることができ、相手と協調した関係を保つことができる状態が該当する。</p> <p>4 集団において、相手に配慮した発言や行動ができる。</p> <p>一対一の関係はもちろんのこと、面接や職場などの多数の人がいる場面においても、ある程度、相手の立場や状況に配慮した発言や行動ができる状態が該当する。</p>
--

資料) 厚生労働省「重層的支援体制整備事業に係る帳票類及び評価指標の手引きの策定について（通知）」の改正について」（令和4年3月31日）より抜粋 tebiki220331.pdf (mhlw.go.jp)

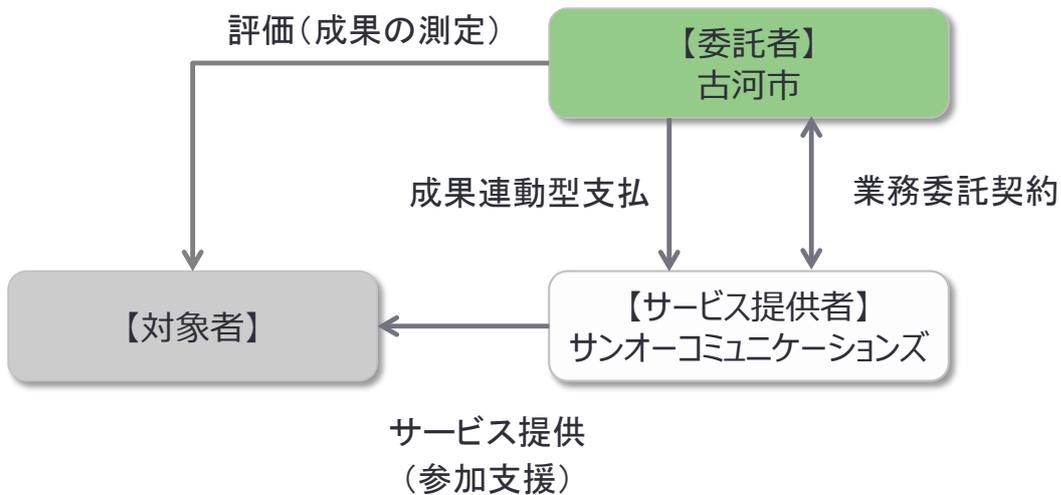
【令和6年3月時点】

(2) 事業内容

(ア) 事業スキーム

図表4は本事業のスキームを示している。古河市とサンオーコミュニケーションズはPFS契約を締結している。サンオーコミュニケーションズは、PFS契約に基づき支援対象者にサービスを提供するという形になっている。

図表4 事業スキーム



出典) 古河市資料に基づき EY 作成

(イ) 事業対象者

古河市内に居住する以下の者であって、対象者本人又はその家族等から、事業を利用することについて同意を得られた者を対象者とする。

- ①世帯全体としては経済的困窮の状態がなく、障害者総合支援法に基づくサービスの支援対象にもならない者の内、現にひきこもりの状態にあり、社会と接点を持っていない者。
- ②精神的に不調があり、社会に出ることに不安がある者。
- ③未就労者、離職者であるが、直ちに一般就労に就くこと又は就職活動に移行することが困難な者。
- ④義務教育又は高等学校、専門学校、大学等の高等教育機関に所属していながらも不登校の状態にある者。
- ⑤本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている10歳代から20歳代の者。
- ⑥その他、社会的な支援が必要と思われるが、既存制度では利用できる資源が存在しない狭間のニーズを持つ者。
- ⑦その他、本事業が提供する支援を必要とする者。

(ウ) 事業内容

事業内容は、利用者を対象にした「相談窓口設置、訪問、移動支援」、「マッチングとメニューづくり」、「定着支援・受け入れ先の支援」、「就労準備支援」であり、また、利用者の家族を対象にした「家族等に対する支援」である。具体的には次の図表5のとおり。

図表5 事業内容

事業	内容
①社会とのつながりを作るための支援	相談窓口を設置するとともに、積極的に対象者宅への訪問し（アウトリーチ）、移動支援（来所支援、送迎等を含む）を行うことにより、対象者との間に信頼関係を築き、対象者のニーズを的確にとらえ、社会へのつながりの糸口やきっかけを提供する。
②対象者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングとメニューづくり	以下の内、いずれか一つ以上実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ニーズと各種の社会資源（農業等も含む）とニーズを結び付け、対象者ごとの柔軟な支援メニューを新たに構築し提供する。 ・生活習慣形成のための指導・訓練、社会参加や就労の前段階として必要な社会的能力の習得を促す。 ・実際に社会参加・ボランティア・就労の体験をさせる等により社会参加の機会を提供する。 ・対象者のニーズにマッチする資源がない場合は新たな資源を開拓・開発する。
③本人への定着支援と受け入れ先の支援	新たな生活習慣、社会参加を開始した者や、これから新たに安定した自立生活を目指そうとする者等に対し、新たな生活への定着の支援を継続的に行う。
④就労準備支援	就労への意欲が高まりつつある者に対しては、生活困窮者自立支援事業の任意事業である就労準備支援事業で提供される支援等を参考に、就労準備支援プログラムを提供するほか、生活困窮者自立支援機関等とも連携して支援する。
⑤本事業の対象者の家族等に対する支援	対象者本人が本事業の支援を受け入れ、自発的に参画するまでの間及びその後、家族等が支援を必要とする間は、必要に応じ家族等への支援（面接や、グループダイアログなどのグループワークも含む）を行う。
⑥支援方法の確立、成果評価指標の精度の検証、報告書の作成	国が示す要綱及び指針等に基づいて、対象者に対し「試行期」に試行的に支援を実施し、「PFS期」に実施する支援の方法を実践・研究し確立させる。また、「PFS期」に用いる、古河市が仕様書で示す「成果を評価する指標」の精度を検証し、その結果を報告書として作成し、古河市に提出する。

【令和6年3月時点】

事業	内容
⑦自主財源の確保のための取り組み	さまざまな工夫による自主財源確保（クラウドファンディング、ファンドレイジング、寄付等）を行う。

出典) 古河市資料に基づき EY 作成

3. 成果指標・支払条件

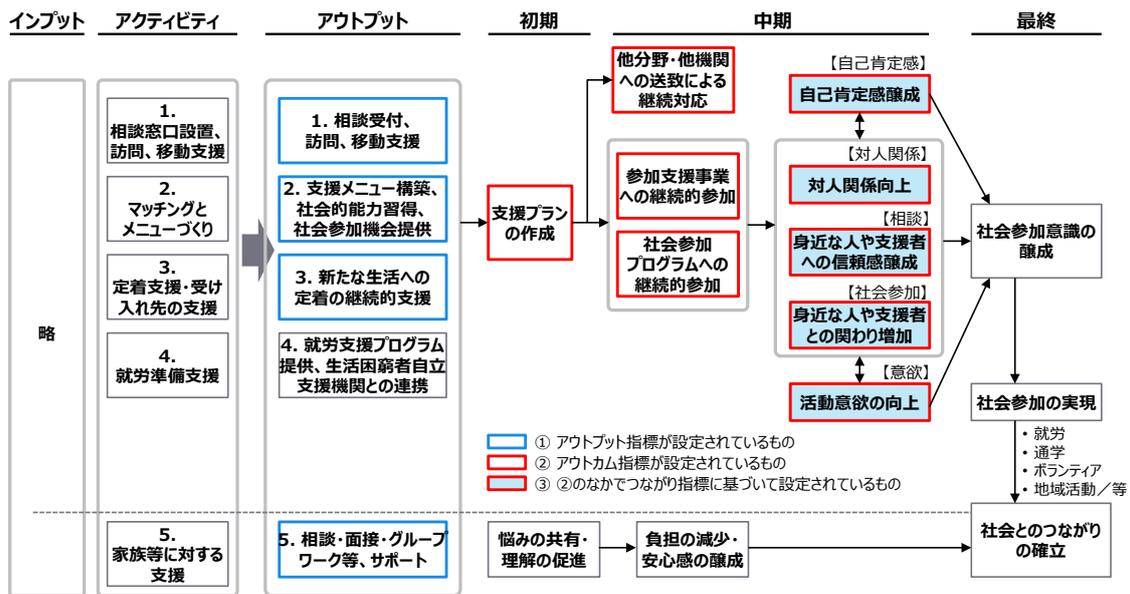
(1) ロジックモデル

本事業を通じて達成を目指す最終アウトカムは、対象者及びその家族における社会とのつながりの確立である。

また、本事業においては、事業期間等を加味し、初期アウトカムである「支援プランの作成」、及び、中間アウトカムである「参加支援事業への継続的参加」、「参加プログラムへの継続的参加」の達成と、国が示す「重層的支援体制整備事業に係る帳票類及び評価指標の手引きの策定について（通知）」の『つながり指標』の内、「意欲」、「自己肯定感」、「対人関係」、「社会参加」、「相談」の5つの項目と、対象者の個別の状態改善を主なターゲットとし、2か年の事業期間中、毎年評価を行う。

また、2か年の事業期間中、アウトプット指標についても毎年評価を行う。本事業のロジックモデルは以下の図表6のとおりである。

図表6 ロジックモデル



出典) 古河市資料

【令和6年3月時点】

(2) 成果指標

本事業の成果指標を以下の図表7に示す。成果評価については令和5年1月末、令和6年1月末にそれぞれ行う。

図表7 成果指標

成果指標	定義	測定方法
A. 1 評価期間の活動実績（アウトプット）		
①対象者（家族）への延べアクション数	対象者（家族）への延べアクション数（最大1人1日1回）	・1年間（1評価期間（2月～翌年1月）中）の活動の最低基準の達成状況
②関連機関等との連携延べアクション数	関連機関等との連携延べアクション数（最大1人1日1回）	・1年間（1評価期間（2月～翌年1月）中）の活動の最低基準の達成状況
③対象者宅等現地への延べ訪問支援（アウトリーチ）回数	対象者宅等現地への延べ訪問支援（アウトリーチ）回数	・1年間（1評価期間（2月～翌年1月）中）の活動の最低基準の達成状況
B. 1 評価期間の成果実績（アウトカム）		
④支援プラン作成件数	相談受付者の内、支援プランを作成し、支援中の人数	・1年間（1評価期間（2月～翌年1月）中）の活動の最低基準の達成状況
⑤【フェーズ1】から【フェーズ4】までの「目指す成果・事業目標」の達成総数	「1フェーズアップ」の達成総件数	・1年間（1評価期間（2月～翌年1月）中）の活動の最低基準の達成状況
⑥他分野・他機関への送致数	他分野・他機関への送致等で継続対応に繋がった件数	・事業実施期間内において、他分野・他機関への送致等で継続対応に繋がった実績
⑦支援期間終了後のフォローアップ	支援期間終了後のフォローアップ	・支援期間終了後のフォローアップの最低基準の達成状況（3か月までの間に限る）

出典）古河市資料に基づき EY 作成

【令和6年3月時点】

(3) 支払条件

本事業の支払条件を図表8に示す。

図表8 支払条件

成果指標	支払条件		
	基準値	支払額	
A. 1 評価期間の活動実績（アウトプット）			
①対象者（家族）への延べアクション数	200回 第2期から 400回に変更	1回増毎に+1p（最大+100p）	1回増毎に+1,500円 （最大）150,000円
②関連機関等との連携延べアクション数	150回	1回増毎に+1p（最大+100p）	1回増毎に+1,500円 （最大）150,000円
③対象者宅等現地への延べ訪問支援（アウトリーチ）回数	15回	1回増毎に+10p（最大+100p）	1回増毎に+1,500円 （最大）150,000円
B. 1 評価期間の成果実績（アウトカム）			
④支援プラン作成件数	5人	1人増毎に+30千円 （最大+150千円）	
⑤【フェーズ1】から【フェーズ4】までの「目指す成果・事業目標」の達成総数	5件	1件増毎に+30千円 （最大+150千円）	
⑥他分野・他機関への送致数	なし	1件増毎に+30千円 （最大+90千円）	
⑦支援期間終了後のフォローアップ	1人1月1回 以上	1月実施毎に+5p（1人最大+15p）	1回増毎に+7,500円 （最大）22,500円

出典）古河市資料に基づき EY 作成

注1) 1p=1.5千円（1,500円）と換算する。①から③までのポイントの上限は300ポイント＝（450千円を上限とする）

注2) 固定支払い額は、令和3年度：460,900円、令和4年度：5,926,800円、令和5年度：5,907,000円（事業費総額 12,294,700円）

4. 評価デザイン

アウトプット指標である指標①～③及びアウトカム指標である指標⑥⑦については、介入による実績を事業者の記録に基づき集計・評価する。

指標④の支援プラン作成件数については、支援会議においてその検討・承認を必ず経たものを、本事業による支援プランの作成数として集計する。

【令和6年3月時点】

指標⑤の評価方法については、以下の図表9に示す。

なお、対象者への処遇及び支援内容(ケース)については古河市と事業所でモニタリング・評価・検討していくが、一定期間経過した後に、支援プラン作成までの達成が難しいと判断された場合は、指標⑥の「他分野・他機関への送致」に支援目標を切り替えるなどにより、支援を中断、又は終結することもありえる。

指標⑤「目指す成果・事業の目標」の「基本形」(対象者に期待する事業終了後の対象者の状態=目指すべき姿、各段階の中間目標(中間評価基準)の「基本形」)については、国が示す「重層的支援体制整備事業に係る帳票類及び評価指標の手引きの策定について(通知)」の『つながり指標』の内、「意欲」、「自己肯定感」、「対人関係」、「社会参加」、「相談」の5つの項目について、対象者の各個人の評価が、以下の状態となるよう支援することを事業の成果・目標の「基本形」とする。

さらに、対象者と支援者が面談等により、相互の話し合いにより、フェーズごとに、1つのフェーズの期間中に、対象者が達成できると想定される「個別でより具体的な目標」を予め設定して、その目標達成についても、「基本形」と併せて各フェーズで評価する。

つまり、以下の図表10のように、「基本形」と、「個別でより具体的な目標」の両方の達成状況を「支援プラン(別表)」に記載することにより、対象者、支援者の双方が目標の達成状況がわかるようにする。

なお、「基本形」が固定目標であるのに対し、「個別でより具体的な目標」については、対象者と支援者が面談等により、相互の話し合いにより、その内容を随時変更できるものとしている。

図表9 「目指す成果・事業の目標」の「基本形」の考え方

評価の段階	評価の考え方
【フェーズ1】	支援プランを作成し、支援を開始した当初の評価との比較で、「つながり指標」の「意欲」、「自己肯定感」、「対人関係」の内、2つ以上の項目において、評価基準（1から4まで）が、1段階以上上昇していることで、【フェーズ1】の達成したものとする。ただし、2か月連続で達成していることが要件。
【フェーズ2】	上記ア.【フェーズ1】の評価を維持し、支援開始当初の評価との比較で、「つながり指標」の「意欲」、「自己肯定感」、「対人関係」の内、すべての項目において、評価基準が1段階以上上昇していることで、【フェーズ2】を達成したものとする。ただし、2か月連続で達成していることが要件。
【フェーズ3】	【フェーズ2】の評価を維持し、支援開始当初の評価との比較で、「つながり指標」の「社会参加」の項目において、評価基準が1段階以上上昇していること及び、参加支援事業に、予め対象者と支援者が共に定めた日時に80%以上参加することを3か月達成したことで、【フェーズ3】を達成したものとする。
【フェーズ4】	【フェーズ3】の達成を経過した後に、「つながり指標」の「相談」の項目において、評価基準が3又は4の段階にあること及び、対象者と支援者として決めた「事業所の外での社会参加プログラム」に1か月間に1回以上かつ3か月間の内に3回以上参加できていることで、【フェーズ4】を達成したものとする

資料) 古河市作成

図表10 「目指す成果・事業の目標」を記す「支援プラン（別表）」

参加支援事業の支援プラン（別表）
 対象者氏名：○○○○
 当初プラン作成日：令和 年 月 日

段階	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	フェーズ4	備考
目標の基本形	「つながり指標」の「意欲」、「自己肯定感」、「対人関係」の内、2つ以上の項目において、評価基準（1から4まで）が、1段階以上上昇していること ※2か月連続	「つながり指標」の「意欲」、「自己肯定感」、「対人関係」の内、すべての項目において、評価基準が1段階以上上昇していること ※2か月連続	「つながり指標」の「社会参加」の項目において、評価基準が1段階以上上昇していること及び、参加支援事業に、予め対象者と支援者が共に定めた日時に80%以上参加することを3か月達成したこと	「つながり指標」の「相談」の項目において、評価基準が3又は4の段階にあること及び、対象者と支援者として決めた「事業所の外での社会参加プログラム」に1か月間に1回以上かつ3か月間の内に3回以上参加できていること	
目標の基本形のチェック実施日	／／／	／／／	／／／	／／／	
達成できたと目にする（未入）	／／／	／／／	／／／	／／／	
目標の基本形の達成日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	
目標の基本形の達成日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	
プラン作成時の当初の個別目標					
個別目標の達成日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	
個別目標の達成日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	
プラン作成時に修正した個別目標 (修正・修正日付記入)					
(修正日・令和 年 月 日)	(修正日・令和 年 月 日)	(修正日・令和 年 月 日)	(修正日・令和 年 月 日)	(修正日・令和 年 月 日)	
修正後個別目標の達成日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	
修正後個別目標の達成日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	

資料) 古河市作成

【令和6年3月時点】

- 今回、古河市では評価を実施するに際して、定量的評価だけではなく、支援対象者の変化について定性的評価を行うために、①支援内容と成果の見える化（図表 11 参照）、及び、②対象者の支援の開始時期と評価時期のイメージの見える化（図表 12 参照）という2つの「見える化」を行った。
- ①支援内容と成果の見える化では、定性的評価票のなかで、PFS 事業のロジックモデルに沿って、インプット→アクション→アウトプット→アウトカム（初期・中期・最終）に至る一連の支援の流れを見える化した。これによって、各支援対象者に対して、どのような支援をどの程度行い、その効果をそれぞれの段階のアウトカム（初期・中期・最終）で把握することが可能になった。
- ②対象者の支援の開始時期と評価時期のイメージの見える化では、支援対象者と支援の状況について、定性的評価票と時間軸を含めた、支援開始から終結までのイメージによってグルーピング（タイプ A～E）を行い、それらのグループ間における違いを比較して見せた（図表 13 参照）。ここでは、支援者と支援の特徴の典型例を拾い集め、類似する要素や項目で類型化（グルーピング）を行い、それらの類型同士の支援に対する効果を比較するという形で、支援と対象者の変化を見える化する作業をしている。

【令和6年3月時点】

図表 11 参加支援事業の定性的評価の試み（イメージ）

フェイスシート										ひきこもり状態の評価							
本人（家族）が抱える問題										医療	社会保障	第1軸	第2軸	第3軸	第4軸	第5軸	第6軸
No.	氏名	性別	本人の歳	主訴	主訴の原因理由	発生時期	初期相談者	本人接触	当初の主な様相	受診の有無	障害年金有無	気分障害 統合失調症等	発達障害等	パーソナリティ障害等	初期のひきこもり段階	環境要因	主なひきこもり支援戦略
1	A	男	30歳代	ひきこもり	大卒後就労歴なし、生活困窮	20歳代	家族	無し	本人支援拒否、両親が家族会のみ参加	○	受給中				ひきこもり段階	家族の理解不足	第一群
2	B	女	10歳代	不登校	入学当初から別室登校	10歳代	本人と家族	有り	SNSを使つてのコミュニケーションのみ。両親との会話はあり。	○					準備段階	両親理解あり。協力的	第二群

フェイスシート		支援の評価												
本人（家族）が抱える問題		インプット						アウトプット① アクション評価				アウトプット②		
No.	氏名	主たる支援の（モジュール）次元	支援開始時期	支援終了時期	支援経過期間（月）	現在（家族・本人）	主な支援形態（訪問・来所・LINE）	その他の支援	述べアクション数 本人	述べアクション数 家族	他機関との調整回数	アウトリーチ回数	現在・最終の支援段階	主な支援方法 支援内容
1	A	第一の次元	R3.12		18	家族	訪問（アウトリーチ）	家族会	0	28	15	0	出会い・評価段階	家族会・SST グループダイアログ
2	B	第二の次元	R3.12		6	本人と家族	LINE	家族会	8	4	12	0	支援中断	ほとんど支援できていない

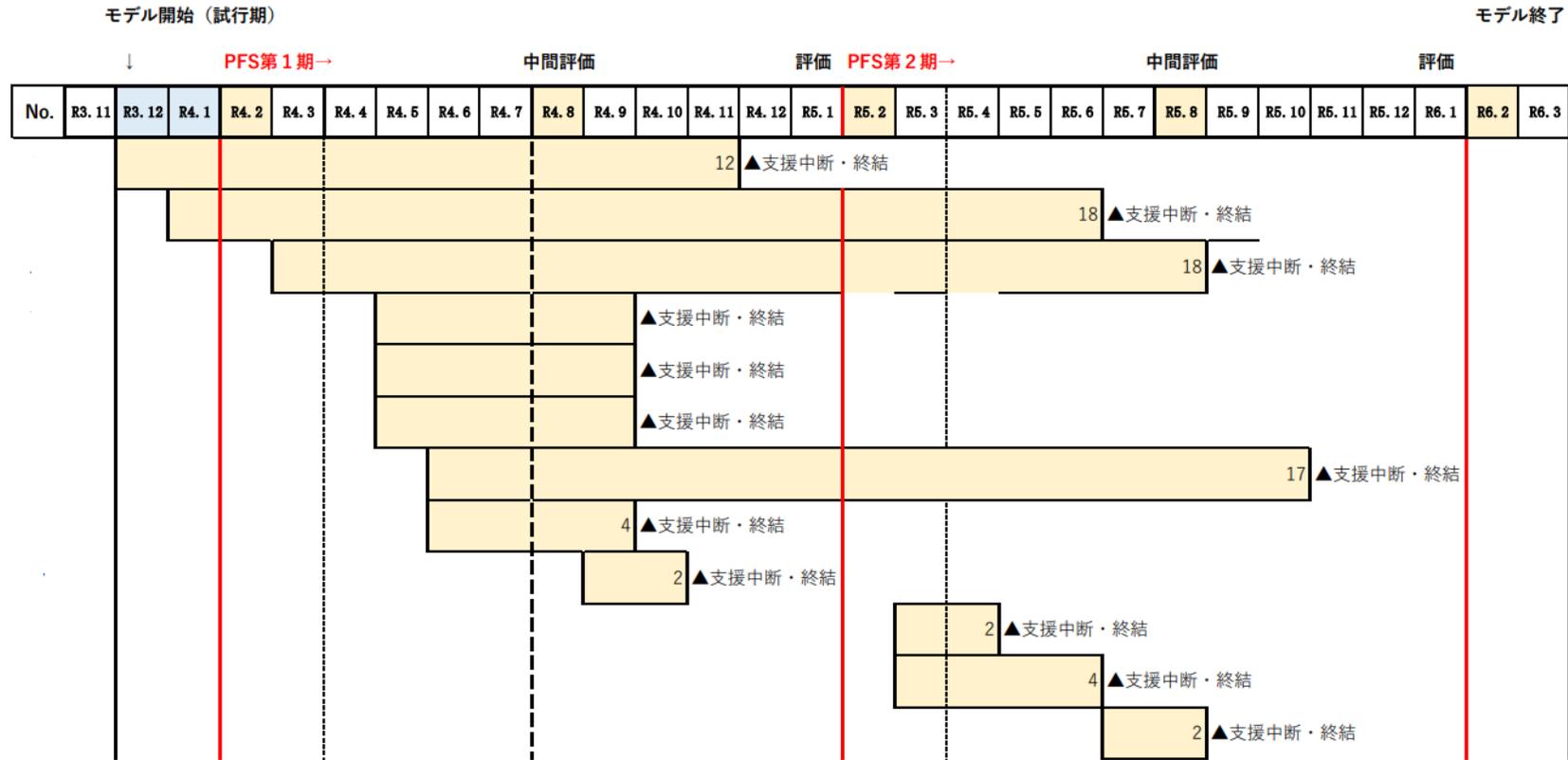
フェイスシート		支援の評価									
本人（家族）が抱える問題		初期アウトカム	中期アウトカム						アウトカム		最終アウトカム
No.	氏名	プランの有無	個人目標のフェーズ	本人や家族の意識・行動の主な変化、支援方針の変更等	支援中の本人・家族の特徴的なエピソード	他機関への送致	フォローアップ	最終	最終理由	自立継続	
1	A	有り	フェーズ1	両親の理解が深まり、親子関係は良好。外出できるようにな	毎週末所できる。本人像に関する両親と本人のギャップ大き						
2	B	無し				無し	無し	最終	支援中断		

注）図表 11 は、支援対象者ごとに 1 行でつながっている表を便宜上、分けて表示している。

資料）古河市資料をもとに EY 作成

【令和6年3月時点】

図表12 対象者の支援の開始時期と評価時期のイメージ



資料) 古河市

図表 13 定性的評価の5つのタイプとその特徴

タイプ	定義	特徴
タイプA	終結者の内、支援中断者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初期相談者が本人でない。医療機関の受診が無い。 ・ 不明が比較的多い。 ・ ひきこもり状態の評価ができていない。 ・ 本人へのアクション数が極端に少ない。
タイプB	終結の内、自立継続者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の年齢が若い者が比較的多い。医療受診が比較的多い。男性が多い。 ・ ひきこもり評価で、1軸（注）、2軸（障がい等）があり、4軸では準備・開始段階が多い。 ・ 4軸で「ひきこもり段階」の期間が短い。他機関への送致（福祉就労・復学）が多い。
タイプC	プラン作成者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の年齢が若い者が比較的多い。医療受診経験者で（広汎性）発達障害が多い。 ・ 相談の初期段階から本人接触が始まっている。主訴は、全てひきこもり。 ・ 「ひきこもり段階」の期間が短い。プラン作成まで2～6か月（平均約4か月）かかる。
タイプD	長期（2年以上）支援者の内、プラン未作成者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の年齢が比較的高い。気分障害、統合失調症等の医療的支援が必要。 ・ 本人へのアクション数が極端に少なく、家族支援が中心。 ・ 4軸で「ひきこもり段階」の期間が比較的最長い。家族の理解不足が多い。
タイプE	長期（2年未満）支援者の内、プラン未作成者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女は同数。医療受診が比較的多い。プランの枠組みに沿った支援を、本人が望まない。 ・ 本人への面接支援が中心である。面談での本人との支援関係は比較的良好。 ・ 5軸の「環境要因」の複雑な家族関係の課題を抱えている例が多く、支援には時間を要す。

注) 軸については、厚生労働省「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」参照。

[0000147789.pdf \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/0000147789.pdf)

資料) 古河市資料をもとに EY 作成

【令和6年3月時点】

5. 評価結果

以下のとおり、成果連動支払の評価対象となる成果指標について、株式会社サンオーコミュニケーションズが古河市に提出する月次報告書に基づき令和6年2月末時点での成果指標の実績を説明する。

(1) 成果指標の実績

評価対象となる各成果指標の最終的な実績は、以下の図表14のPFS期の実績に記載されているとおりである。

図表14 各成果指標の実績

成果指標	最終実績			
	試行期 (2か月) R3.12~R4.1	PFS第1期 (12か月) R4.2~R5.1	PFS第2期 (12か月) R5.2~R6.1	総期間 (第1~2期) 24か月
対象者数(実人数)	9人	31人	34人 1期での終結除く	累計42人
①対象者(家族)への延べアクション数	37回 ・対象者7回 ・家族30回	462回 ・対象者206回 ・家族256回	514回 ・対象者370回 ・家族144回	976回 ・対象者576回 ・家族400回
②関連機関等との連携延べアクション数	2回	226回	209回	435回
③対象者宅等現地への延べ訪問支援(アウトリーチ)回数	3回	31回	42回	73回
④支援プラン作成件数	0件	5件	3件	8件
⑤【フェーズ1】から【フェーズ4】までの「目指す成果・事業目標」の達成総数	0件	1件	14件	15件
⑥他分野・他機関への送致数	0件	2件	6件	8件
⑦支援期間終了後のフォローアップ	0件	1件	8件(実3人× 上限3回まで)	9件
事業実施日数	24日	197日	232日	429日

出典) 古河市資料に基づき EY 作成

注) 試行期の実績は成果連動支払の対象から除く。

【令和6年3月時点】

(2) 成果連動分の額

PFS 期第 1 期と第 2 期の成果連動分の額については、図表 15 及び 16 のとおりである。

図表 15 PFS 期第 1 期の成果連動分の額の計算

成果指標	PFS 期第 1 期 R4.2～R5.1	ポイント・ 金額	額の計算
対象者数（実人数）	31 人	—	—
①対象者（家族）への延べアクション数（基準 200 回）	462 回 + 262 回(1 回 1p)	262p (上限 100p)	150,000 円
②関連機関等との連携延べアクション数（基準 150 回）	226 回 + 76 回(1 回 1p)	76p	114,000 円
③対象者宅等現地への延べ訪問支援（アウトリーチ）回数（基準 15 回）	31 回 + 16 回(1 回 10P)	160p (上限 100p)	150,000 円
④支援プラン作成件数（基準 5 件）	5 件	0 円	0 円
⑤【フェーズ 1】から【フェーズ 4】までの「目指す成果・事業目標」の達成総数（基準 5 件）	1 件	0 円	0 円
⑥他分野・他機関への送致数	2 件 (1 件 3 万円)	60,000 円	60,000 円
⑦支援期間終了後のフォローアップ	1 件	5 p	7,500 円
合 計	—	—	481,500 円

図表 16 PFS 期第 2 期の成果連動分の額の計算

成果指標	PFS 期第 2 期 R5.2～R6.1	ポイント・ 金額	額の計算
対象者数（実人数）	34 人	—	—
①対象者（家族）への延べアクション数（基準 400 回）	514 回 + 114 回(1 回 1p)	114p (上限 100p)	150,000 円
②関連機関等との連携延べアクション数（基準 150 回）	209 回 + 59 回(1 回 1p)	59p	88,500 円
③対象者宅等現地への延べ訪問支援（アウトリーチ）回数（基準 15 回）	42 回 + 27 回(1 回 10P)	270p (上限 100p)	150,000 円
④支援プラン作成件数（基準 5 件）	3 件	0 円	0 円
⑤【フェーズ 1】から【フェーズ 4】までの「目指す成果・事業目標」の達成総数（基準 5 件）	14 件 + 9 件(1 件 3 万円)	30,000 円 × 9 件	270,000 円
⑥他分野・他機関への送致数（上限 3 件）	6 件 (1 件 3 万円)	30,000 円 × 上限 3 件	90,000 円
⑦支援期間終了後のフォローアップ	8 件 (実 3 人 × 上限 1 人 3 回まで 1 件 5 p)	40 p	60,000 円
⑧基準等の見直し・修正によるマイナス影響分	—	100 p	150,000 円
合 計	—	—	958,500 円

【令和6年3月時点】

なお、成果指標のうち、「①対象者（家族）への延べアクション数」については、PFS期第2期において、基準値をPFS期第1期の200回から400回に変更している。これに伴い、PFS期第2期の成果指標では、「⑧基準等の見直し・修正によるマイナス影響分」を追加し、100ポイントを付与している。

(3) 支援対象者の支援期間終了後の状況

【性別】 男性28人、女性14人（累計42名）

【年齢】 10代：8人、20代：7人、30代：10人、40代：11人、50代：6人

【支援中断】 12人（終結）

【支援中】 21人（R6年1月末現在、内、プラン作成で支援中5人）

【プラン作成】 8人（内、終結・自立継続3人、支援継続5人）

（フェーズ1：1人、フェーズ2：2人、フェーズ3：2人、フェーズ4：3人）

※支援開始からプラン作成までにかかった期間の平均は4か月

【終結】：21人（内、自立継続9人、支援中断12人（再掲））

【自立継続】：9人（再掲）就労継続支援A型事業所への福祉就労：3人、就労継続支援B型事業所：3人、復学、編入、進学：3人

【主訴】 ひきこもり29人、不登校6人、就労支援3人、不安相談3人、就労準備1人

【平均支援期間】 1人につき約13か月

(4) 主たるスタッフの体制

第1期は、キャリアコンサルタント1名と社会福祉士1名の2名体制で支援をスタートした。その後、公認心理師1名が加わった。

第2期では、社会福祉士1名が退職し、精神保健福祉士1名が新たに加わったが、キャリアコンサルタントは支援から離れることになった。全体としては、2名のスタッフにより支援が行われてきた（内1名は常勤、1名は非常勤）。

(5) 実績に関する考察

①対象者（家族）への延べアクション数について

対象者（家族）への延べアクション数の基準値については、PFS期第2期から基準値を200回から400回へ変更したが、最終的に514件となり、基準値の変更内容は概ね妥当であったと考えられる。

ただし、当該アクション数は、支援者の人数やスキル、支援プログラム内容（グループダイアログ等）の影響も大きく受けるため、今後、当該アクション数を成果指標とする場合、適切な基準値を設定するためには、効果を導出するための適切なアクション数の設定についての検証が必要と考えられる。

指標はおおむね妥当であったと考えられる。他方、支援終結の21人については、プラン

【令和6年3月時点】

作成に至らなくても自立に進んだ者もあるため、細かな基準値の設定については見直しが必要である。委託先事業者は、指標に沿ってしっかり取り組んだと評価できる。

②関係機関等との連携延べアクション数について

関係機関等との連携延べアクション数は、基準値を150回としており、第1期では226回、第2期では209回であるため、指標としては概ね妥当であったと考えられる。

当該アクション数の主な内容は、月1回の古河市と事業者とのケースのスーパービジョン（主に相談の進捗の報告とケース検討）であり、第2期からはスーパービジョンの対象者を支援対象者全員ではなく、支援者の内、選抜された者に限定したため、回数が減少している。

スーパービジョンの対象者を、支援対象者全員から支援対象者の内選抜された者に限定した理由は、月に1回2時間半程度の時間内では、累積人数が増えていくと全員を見ることができなくなったためである。あまり動きのない支援対象者は少し後回しにして、対象を絞ってもっと深く支援内容を確認しあうことに時間をかけることとした。また、ケースについてもっと深く捉えて、どのような支援方法がよいか相互に確認し合う時間を長く取ることが重視された。全員を一とおり見るためには関係機関とのアクション数が増えすぎ、そのことでポイントを付けてしまってよいのかという疑問があったため、対象を限定してもう少し充実した検討をしたいと考えた。

本来は、古河市だけでなく他機関との調整を念頭に置いていたが、その点では、想定よりも少なかったかと考えられる。

また、当該アクション数は、支援者側の他機関との調整機能（ソーシャルワーク的スキル）の力量にも大きく影響するものと考えられる。

③対象者宅等現地への延べ訪問支援（アウトリーチ）回数について

対象者宅等現地への延べ訪問支援回数は、基準値を15回としており、第1期では31回、第2期では42回と、二期とも、基準の2倍まで目標を達成しており、指標としては概ね妥当であったと評価できる。他方、ポイントの上限を100pとしていたため、ポイントが付与される25回以上の成果を上げても、ポイントが得られず、成果連動額を付与されないという状況となった。

アウトリーチ回数についても、①対象者（家族）への延べアクション数と同様に、支援者の人数やスキル、支援プログラム内容に影響を受けるため、効果を導出するための適切な指標の設定には今後も検証が必要と考えられる。

本事業は、対象者が事業所に来所する形の相談支援を主とし、アウトリーチ支援については副次的に行うものとしたため、このような結果となったが、今後、アウトリーチによる支援の割合を高める内容とした場合は、指標としての位置づけを見直す必要がある。今回、支援員2人体制の中では、アウトリーチは十分実施できたと考えられる。

【令和6年3月時点】

更にコストをかけることができれば、担当者を1人増やしてアウトリーチ支援を充実させることができるので、より成果が上げられたのではないかと考えられる。その際にはアウトリーチの実績がもっと上がるので、新たな指標として見る必要があると考えられる。

④支援プラン作成件数について

支援プラン作成件数は基準値を5件としており、第1期では基準値の5件を達成したものの、成果連動額の対象となる6件目以上は達成できなかった。

第2期の実績は3件となっており、基準値を満たすところまでは至らなかった。

支援プランの作成に関しては、支援対象者との信頼関係の構築が必要であること、また、対象者自身の意欲が高まるまでには、非常に時間を要することが明らかになった。その他、支援者の人数やスキル、支援プログラム内容に影響を受けるため、適切な指標の設定には今後も検証が必要と考えられる。

対象者の支援の流れは、まず、ひきこもりの状況を把握し、その後、事業所への通所を経て、社会参加につなげる流れとなっている。事業所に来所することが精一杯の場合は、プランの作成に至らない。また、家族支援から本人支援に進まない状況もある。本人の目標が定まった段階でプランを作成しているので、支援プラン作成件数はそれほど伸びていない。支援対象者の支援開始時期や支援期間が人によって異なるため、支援対象者すべてが、令和4年2月の事業開始時点から本事業を利用しているのではないことや、プランの作成までに3～6か月（平均4か月）の時間がかかったことも、実績の伸びに影響を及ぼした。

自分で積極的に前に進んでいきたいなど自分で目標を決めたいタイプの人であれば、ある程度受け身で目標を提案してもらいたいタイプの人もあり、利用者の性格にもよる。

また、実際には、プラン作成の提案をしたものの、作成に至らなかったケースも何件かあった。型にはまったようなプランは作りたくないという対象者もあり、現在もプランを作らずに支援を続けている対象者も多くいる。

⑤【フェーズ1】から【フェーズ4】までの「目指す成果・事業目標」の達成総件数について

「目指す成果・事業目標」の達成総件数の基準値を5件としており、第1期では基準の5件に至らず1件であったものの、第2期では14件となっており、基準の3倍に近い成果を達成することができたことから、成果指標としては概ね妥当であったと考えられる。

第2期では、第1期、第2期でプラン作成に至った者が、順次フェーズアップを果たすことができ、対象者への支援が進んだことを示している。

第1期、第2期の2年間の総計で、8人がプランを作成し、15回フェーズアップしている。平均すると1人につき約2回フェーズアップしたとみることができる。

フェーズアップは、プラン作成数と同様に、対象者自身の意欲の高まりまでに非常に時間を要するために、支援を開始してから1年目までは、十分に成果を上げることが難しいとい

【令和6年3月時点】

うこと、対象者の状態にもよるが、少なくとも2年以上の支援期間を要しないとフェーズ4のレベルまでには達成できないことが明らかになった。今後、これらの状況を踏まえた指標の再評価が必要であると考えられる。

フェーズアップの確認方法は、仕様書で定めたとおり、対象者本人と支援員がつながり指標と個別目標に基づいて確認をしている。4段階の基本形と、個人の能力に応じた4段階の個別目標のそれぞれ両方が1段階ずつ達成できたところでフェーズアップとなる。評価は、毎月1回、つながり評価を本人と支援者で行っており、フェーズや目標について確認し合いながら、双方の共通理解のもとで進めている。客観性を持たせるために本人と支援員2人の計3人で行い、その評価に対し面談で話し合っている。

中には支援員の側から、もっと早くにフェーズアップさせてもいいのではないかと思う場合もあった。本人の意欲が非常に高まっており、今フェーズを上げないと、意欲を削いでしまう恐れがあった。基本的には、当初に決めた方法に基づいて忠実に評価してもらうこととしてもらったが、上記のことから、例外としてフェーズアップしたというケースは実際にはあった。

フェーズアップした対象者や家族の状況の変化は、定性的評価票にエピソードとして示している。また、逆に、フェーズアップできなかった人でも、定性的評価票で変化の様子を示している。

フェーズアップをした対象者は社会参加への意欲が高まったという実感がある一方、その後、途中でフェーズアップの勢いが止まったり、落ちてしまったりする対象者もいた。

フェーズⅠからⅡに移行したものの、Ⅱの段階がとても長い対象者もいる。Ⅰ→Ⅱ→Ⅲ→Ⅳと同じペースで移行していくわけではない。そのように進み方は様々であるが、フェーズアップをした対象者は確かに社会参加への意欲が高まったと感じている。

主観的な評価も含めて、事業所の支援員、本人、古河市の担当者などが、いろいろな角度から評価することで、納得が得られるように指標が作られている。主観的な評価と客観的な評価とを併せていることが、この指標の特徴であり、量的評価だけでは、拾えない部分をカバーすることが少しはできたのではないか。

⑥他分野・他機関への送致件数について

基準は設けていないが、成果連動分として換算できる件数の上限を3件までとしており、第1期では2件、第2期では6件であった。第2期では、他分野・他機関への送致数が上限の倍の件数となったものの、残りの3件は成果連動分として換算できなかった。

もともと、他機関へ安易に送致することを避けるために上限を設けたが、他機関への送致までには、他機関との連絡調整等に関して支援を濃く行った事例もあり、その分が成果として評価されないことに課題が残った。

一方、他機関等への送致までには、支援の内容が薄い事例もあり、その濃淡の差をどう評価すればよかったのか、についても今後検討の余地はある。

【令和6年3月時点】

他機関へ送致して自立につながる事ができたことは良いが、事業者の成果としては見られない事例もあった。安易な送致は良くないため、事業としての成果をどのようにみるのかが課題である。判断する際の材料として送致までにどれだけ関わりを持ったかなどが考えられるが、よい考え方がなかなかないところである。

当初、事業は、ソーシャルワーク的な関わりを中心とした対象者との支援関係の形成が主となると想定していたが、実際には1対1や2対1、グループワークなど、対個人のセラピーやセッションが主になっていた。ソーシャルワーク的な関わりがなかったわけではなく、第2期からは、就労継続支援B型事業所で就労してみたいという対象者とは、一緒に見学に行ってみるといふ、外部の関係機関との関わりなどもあった。初期の対象者との関わりの段階で、本人の側から外部の関係機関と関わりたいという話が出ない中で、支援に外部の関係機関を加えることは憚られたケースがあった。対象者がひきこもり者等で対人関係を新たに形成しにくいという特徴から、関係機関との接触は、徐々に行う、という形になりやすかった。

このあたりの認識と事業実態との間に差があったことも、他分野・他機関への送致の件数が伸びなかった要因として挙げられるのではないかと考えられる。いずれにしても、適切な成果指標の設定については、今後も引き続きの検証が必要と考えられる。

⑦支援期間終了後のフォローアップについて

ポイント付与の上限は、1人の支援終了者につき、ひと月に1回を上限とし、3か月まで（3回を上限）とした。実際には、ひと月に1回以上のフォローアップをした事例や、3か月を超えてフォローアップをした事例もあった。

実績では、第1期では1人に対して1回、第2期では3人に対し8回のフォローアップを行っており、指標の設定内容は概ね妥当であったと考えられる。

⑧基準等の見直し・修正によるマイナス影響分について

①対象者（家族）への延べアクション数について、第2期から基準値を200回から400回へと大幅に変更した。「基準等の見直し・修正によるマイナス影響分」として、事業者100pを付与するという取り決めを、予め設定していたことで、古河市、事業者、第三者委員の間で円滑な変更の協議、対応を行うことができた。このように、予め、「基準等の見直し・修正によるマイナス影響分」の取扱いの詳細について明確化しておいたことが功を奏したと言える。

⑨社会情勢の変動によるマイナス影響分について

第1期及び第2期の間、大きな社会変動としては、「新型コロナウイルス感染症によるパンデミック」という事態があったものの、事業の実施は可能な限り通常に近い形で実施することとしたため、「社会情勢の変動によるマイナス影響分」を考慮するところまでには至ら

なかった。

⑩重大な事故・違反等を発生させた影響分について

第1期及び第2期の間、「重大な事故・違反等を発生させた影響分」を考慮する事象はなかった。

6. 本事業の総括

(1) 事業スキーム

- 本事業では、古河市、事業者、利用者という体制で実施した。この体制自体は一般的なものであるが、事業実施にかかる役割分担の状況として、古河市の負担が大きかったことが指摘されている。
- これは、主として古河市がPFS事業をリードする体制であったことに起因すると考えられる。事業者には、事業対象者への介入効果に関するデータの蓄積がなかったこと、予算の関係で中間支援組織や専門的な人材を雇用することができなかったことから、古河市が中心になってPFS事業を推進することになったという経緯がある。
- 中間支援組織を介していないため、事業者が成果をあげられるようにバックアップする役割は、委託側の行政が担うということになっていたことは、官民の適正な役割分担という観点からは課題であると考えられ、改善の余地があると言える。
 - 古河市からは、古河市と事業者との間に中間支援組織がなく、古河市が主導的に事業全体のスーパービジョンをするという体制にあったことについて課題が残るという意見があった。その背景として、事業者の選定自体は、プロポーザル方式で実施したものの、事業者の支援スキルや体制に課題があったとのことである。
 - 他方、古河市からは、個々の対象者に対する介入とその効果に関する成果の測定に当たって、事業者の体制にも起因する部分があるものの、事業者側の集計作業や実績の取りまとめの負担がかなり大きかったとの指摘があった。
 - これらの状況から、事業を単独の事業者に委託するような場合であっても、事業の管理基盤や支援スキルにバックアップが必要である場合には、財政コストは上がるため、「中間支援組織」を介在させることが望ましいことが、古河市から指摘されている。
- 本事業では、古河市において第三者委員会を設置して、事業の進捗状況や評価結果の確認を行った。第三者委員会では、事業実施期間中における評価方法の見直しに当たっての協議等、本事業において重要な役割を果たし、第三者的な立場からのモニタリング及び成果評価の確認を行い、PFS事業の適正かつ着実な実施の上で役に立ったと評価できる。

【令和6年3月時点】

(2) 事業内容

① 対象者

- 本事業の対象者は、それぞれ社会接点を持つのが難しい方という共通点はあるものの、その要因や現在の状況は多様であり、介入が一律に効果に結びつくわけではなく、事業効果の発現状況が対象者ごとに多様になることが想定されていた。どのようにどれだけ介入すれば効果が出るか分からないため、事業者のリスクを軽減するために、アウトカムだけでなくアウトプットも支払いに紐づく成果指標に入れる必要があると考えられていた。これらのことが、成果指標が複雑になった一つの要因である。

② 期間

- 古河市の事業では、契約において、PFS の事業期間に試行期間を含めていたことが大きな特徴であろう。これは、一定期間の試行後に、事業のあり方や成果指標の適切性や妥当性を判断したうえで、適宜、成果指標や評価方法の修正を行い、本格実施に臨むという段階的アプローチである。事業分野において参考になるアウトカムデータがない場合、今回の段階的アプローチを取る方法は、今後のPFS実施においても参考になる。
- 一方、試行期間内で全ての課題を出し切れたわけではなく、本格実施に入ってからでも成果指標についての見直しが必要であった。事業の実施中に成果指標を変更することは望ましいことではないものの、変更をせずに実施した場合に考えられる事業者のリスクなどの弊害を考慮したうえでそのような判断になった。
- PFS 事業期間中の成果指標の変更は、第三者評価委員会を通じて検討したことで、一定の客観性を確保できたといえるのではないかと。

③ サービス内容

- 対象者に直接会うことができないケースがかなり多いという状況は想定外であったが、事業開始当初は、家族支援を中心に、その後徐々に本人支援に移行するような形で、対象者本人及び家族への支援として多様な活動を行った。事業者は古河市と密に連携し、より介入効果が出るように工夫をしながらサービス提供を行うことができた。
- 対象者に対してどのような取り組みであれば効果があるのかということが事前に明らかであったわけではなかったため、長い時間をかけて試行錯誤をしながらの事業の実施となった。

(3) 成果指標

- 本事業では、事業設計段階での成果指標の設定が困難であったといえるだろう。その要因として、①PFS としての事業の先事例がなかったこと、②対象者個人により事業実施前の状態も、変化の現れ方も異なるものであったこと、③事業の内容も新しいものであったことが挙げられる。

【令和6年3月時点】

- 事業者のリスクを軽減するために、支払いに紐づく成果として、アウトプット指標を設定していた。アウトプット指標では定量的な評価しかできず、質的な評価ができなかったことから、成果につながる介入ができていたかどうかという観点から、アウトプットの量だけではなく、質にかかわる指標設定や評価方法を検討することも検討の余地があると考えられる。
- 評価指標を設定する際に、対象者の個別性や時間軸等に関わる事項など、懸案となっている事項をすべて含めてしまうと、評価はより複雑化する。他方、評価をより簡単にするために、分かりやすく、シンプルな指標を設定して評価をすることでは、本事業で解決したい目的にうまく合った評価にならないというジレンマがあった。
 - 古河市からは、事業のアウトプットに関わる活動指標としてのアクション数は、事業者の活動を数値として示すには良いが、必ずしも成果とは相関しないことが指摘されている。
 - また、評価には対象者の変化に要する時間軸が十分に考慮されていなかったこと、本人支援ができず、家族支援から開始しなければならない対象者も多いなど、支援が結果に結びつくまでの時間は個人差が大きいので、評価指標が設定しにくいという指摘があった。
 - 具体的には、不安定さや不確実さを持つ対象者がいることを考慮して、つながり指標のフェーズアップの条件として、2か月間同じ状態が続くこととしたが、それに適合する人と、そうでない人があった。対象者によっては、プランやフェーズを飛び越え、一気に自立まで行く者があり、共通の評価指標で評価することが難しかった。
- こういったことから、古河市では、事業の試行期間を設け、そこでの実践を踏まえて本格実施するという契約形態にした。しかしながら、試行期間が限定的であり、指標設定に必要となる十分なデータを取得することができず、成果指標に対して再考する余地が限られていたことなどにより、本格実施に至ってからも成果指標を変更する必要が生じた。
- 古河市では、予め設定した成果指標では、介入を通じた個々の支援対象者の状況とその変化について適切に評価することが難しいと考え、定性的評価の方法を試行した（「5. 評価デザイン」参照）。定性的評価票により、対象者への支援状況を見える化する試みについては、これまで評価がなされていなかった定性的効果を評価する方法として、十分であるとはいえないが有益であったと評価できる。
- 事業成果を評価する場合には、定量的な成果指標で客観的に評価すべきものであるが、古河市では、この事業には、定量的には測れない価値が多く含んでいるものと考え、定性的評価票の作成によって、そのような事業価値の一部を見える化し、表現することができたことは意義があったこととして指摘されている。
- 今後、他の地方自治体で、同様の事業を実施するに当たっては、古河市の成果指標や評

【令和6年3月時点】

価値の考え方を参考にすることで、より実態に即した成果指標の開発を進めていくことが望まれる。

(4) 支払条件

- 成果指標の設定が困難であったことから、支払条件の設定はさらに困難であったと言える。具体的には、固定支払と成果支払の割合の設定や、アウトカムの達成状況による社会的便益等の把握に明確な基準がなかったことである。
 - 古河市からは、事業費 6,000 千円の 25% の 1,500 千円を成果連動分の上限としたが（就労準備支援事業と併せると 12,000 千円の 12.5%）、固定費と成果連動分の割合の適切性をどう捉えればよいかという疑問が残っているとの意見があった。
 - また、成果指標と金銭換算したポイントや支払額が適正であったかどうかについても今後検討が必要であるという指摘があった。
- 支払条件については、今回の事業実績を踏まえて、本事業における官民の適切なリスク分担の検討を行い、それに合った固定支払と成果支払の設定を検討していくことが必要と考えられる。
- 今回、古河市は、事業を実施するなかで、支援対象者の変化について定性的評価を行うために、①支援内容と成果の見える化（図表 11 参照）、及び、②対象者の支援の開始時期と評価時期のイメージの見える化（図表 12 参照）という 2 つの「見える化」を行った。②対象者の支援の開始時期と評価時期のイメージの見える化においては、支援対象者の属性や特徴に基づいてグルーピングを行い、それらのグループにおける介入とその効果に関する一定のデータが得られた。今後、成果指標ごとの支払条件を考える際に、今回得られたデータを参考にして支払条件を検討していくことが可能になると考えられる。
- 内閣府では、令和 6 年 2 月に「成果連動型民間委託契約方式共通のガイドライン」を改訂した¹。その中で、事業検討の過程で検討すべき新しい価値判断の尺度として、支払意思額（WTP：Willingness to Pay）を導入することとしている。WTP は、最終的な事業コストの支払者（地方公共団体等）が、目指すべき成果の達成のために最大限支払ってもよいと判断できる額であり、最終的な事業予算額の上限となる。WTP は、社会的便益、社会的コスト、行財政効果のほか、専門家やステークホルダーとの対話等を通じ、意図的かつ民主的に設定することとされている。ただし、WTP は容易に設定できない場合が多く、専門家による評価や、住民等のステークホルダーとの対話の場の設定など、その検討自体に一定のコストが発生する。事業の重要性や規模などの特性に応じて、その手続きのあり方を判断する必要がある。古河市で WTP を実施する場合、経済価値換算されていないアウトカムに関するエビデンスを収集することが必要となり、

¹ https://www8.cao.go.jp/pfs/r6_guidelines.pdf

それに対してどのくらいの価値があるかを関係者が議論し、決定する方法が活用できると考えられる。

- 今回の事業でWTPを活用することとした場合、経済価値換算されていないアウトカムに関するエビデンスの1つとして、住民の意見を聴取する方法を考える。その場合、例えば以下のような方法が考えられる。

- CVM分析（仮想的市場評価法）²を用いて、関係者に対して自立支援事業の成果についての支払意思額（WTP）を尋ねる方法が考えられる。
 - アンケート調査を用いて地域コミュニティの構成員を対象に、支援対象者の引きこもりが解消して自立することの成果に対して、支払意思額（WTP）を尋ねることで便益を計算する。
 - 具体的には、支援対象者が含まれる地域コミュニティの構成員（※地域住民のうちどこまでの範囲の人を含めるかは要検討）を対象に、以下のようなアンケートを実施し、支払意思額（総額）を計算する。
 - ただし、地域コミュニティの構成員は、誰を対象にアンケートを取るかでかなり結果が変わると考えられる。例えば、「ひきこもり」という社会課題に理解がある人と、理解のない人とで、まったく回答金額が違ってくことも想定される。

<アンケートの文例（案）>

■ 次のような仮想的状況を想定してください。

「ある事情により、同じ町内の知人の高校生の子どもが重度の引きこもりになってしまい、家族も打つ手がなく大変困っています。このまま長期の引きこもりが続けば、将来、その子どもが生活保護に陥ることも考えられます。そこで、これからは地域コミュニティの中で住民の方々に寄付を募り、この子どもに対して専門家によるアプローチを行って引きこもり状態を解消して、進学ないしは就職をさせるためのサービスを提供することにします。

Q：あなたは、今後5年間で限度として、毎年、いくらまでなら寄付してもよいと考えますか。最も近いもの1つに○を付けてください。ただし、この寄付の分だけ、あなたの自由に使えるお金が減ることを忘れないでください。

1. 0円 2. 300円 3. 500円 4. 1000円 5. 2000円 6. 3000円
7. 5000円 8. 7000円 9. 10000円 10. 12000円 11. 15000円 12. 20000円
13. それ以上（ ）円

² 仮想的市場評価法（以下 CVM；Contingent Valuation Method）とは、アンケート調査を用いて人々に支払意思額（WTP）等を尋ねることで、市場で取り引きされていない財（効果）の価値を計測する手法である。

(5) 評価方法

- 古河市では、今回、対象者の変化を測る指標として、厚生労働省で策定したつながり指標を基本形として活用した。また、つながり指標と併せてフェーズごとに設定した個人目標を組み合わせ、大きく4つのフェーズで区切って、スモールステップで目標達成を目指す方法は、対象者の変化の状況を見える化する評価方法として、他の自治体にとって参考になると考える。
- 今回、つながり指標を基本形として活用し、フェーズで区切って評価する方法については、評価指標の項目でも記載したとおり、多様な対象者の変化を共通的に測る評価指標として活用することには難しい部分もあったと言える。
- 古河市では、変化した状態を評価する期間を2ヶ月としていたが、多様な対象者を評価する場合、基本はフェーズアップした状態を見る期間として2ヶ月を一つの区切りとして評価をするものの、その後の変化をもとに評価を見直して確定するためには、6ヶ月などのより長い期間を取って評価する方法が考えられる。プランやフェーズを飛び越えて一気に終了まで行ってしまう方の評価をどうするかについては、事前にそのような場合のフェーズアップの適用条件について、古河市と事業者との間で決めておくことが必要と考えられる。
- 今回、アクション数と成果がダイレクトに相関せず、アクション数を積み重ねても成果に結びつかないということがあった。介入方法を検討する際には、介入の量的側面と質的側面の両方を考える必要がある。そこで、効果的なアクションを促すために、アクションの質を評価することが一つの方法として考えられる。
- アクションの質を評価するためには、ACT（Assertive Community Treatment：利用者の多様なニーズに応じるために医療・看護・福祉・就労支援などの多職種チームによって行われるアウトリーチによる支援）の取り組みが参考になる。米国では、ACTのサービスが満たすべき基準にあっているかを評価するために、ACTのプログラムモデルへの忠実度を測定する Dartmouth Assertive Community Treatment Scale（DACTS）とよばれる尺度を用いて、その質を評価・維持している³。ACTの特徴は図表17のとおり。
- 例えば、ACTの取り組みを参考にして、事業者と古河市の間で、対象者の支援方法について、事業実施前に十分検討した上で、支援活動が予め定められた支援方法で実施できていたかどうかの質を評価することで、適切なアクションが取られていたかを評価することも考えられる。ただし、アウトプットであるアクションの質を支払いに紐づける評価指標とするかどうかについては、別途検討が必要であろう。

³ 吉田光爾、伊藤順一郎「日本における精神保健福祉領域におけるアウトリーチサービスの現在」（精神保健研究 57：33-39, 2011）https://www.ncnp.go.jp/mental-health/docs/nimh57_33-39.pdf

図表 17 ACT の特徴

- ・ 具体的な ACT の特徴としては、重篤な精神障害者を対象とする以外に、以下のものがあげられる。
- ・ ①多職種によるチーム構成：看護師、ソーシャルワーカー、作業療法士、就労支援の専門家、精神科医などによってチームが構成される。
- ・ ②低いケースロード：集中的なサービス提供が可能ないように利用者の上限数を設定し、ケースロード比（スタッフ数：利用者数）を 1：10 程度にする。
- ・ ③訪問によるサービス提供：ACT では利用者が生活する場でより効果のある支援が行われるように自宅や職場、地域の環境に直接赴く。
- ・ ④サービスのレスポンスビリティ：ACT の対象者は上述のよう通所サービスの利用が困難な層であることが想定されているため、複数の外部のサービスを利用するのではなく、チームが責任を持って必要なサービスを直接提供することを図る。
- ・ ⑤チームで情報を共有する：ある利用者に対しては主担当者が決められるが、スタッフ全員がその利用者に対する情報を共有し有事においても支援ができるようにする。
- ・ ⑥ 24 時間 365 日体制で危機介入にも対応する：状態の不安定な利用者の地域生活を支えるために 24 時間 365 日対応できる体制を整備し、危機介入も行う。
- ・ ⑦期限を定めないサービス：重度の精神障害者に対して安定かつ継続的なサービスを提供するため、原則的に利用期限を定めない。

出所) 吉田光爾、伊藤順一郎「日本における精神保健福祉領域におけるアウトリーチサービスの現在」(精神保健研究 57：33-39, 2011) https://www.ncnp.go.jp/mental-health/docs/nimh57_33-39.pdf

(6) 社会的便益

① 古河市の PFS 事業の当初の設定

PFS 事業の社会的便益については、古河市独自の調査から、平成 30 年度中の生活保護被保護者の稼働年齢層の内、「ひきこもり状態」にある者は 30 人であったこと、平成 30 年度中の生活困窮者の相談者の内、「ひきこもり状態」にある者は 10 人であったことから、顕在化している対象者は 40 名、現実的にプログラムに参加できそうな者は 20 名程度、そこからさらに継続的に支援を続けられる者は 15 名程度、そこから年内に就職活動に結びつくものは最低でも 5 名程度と想定した。

年内に就職活動に結びつく想定される対象者のうち、実際に就職できる者を 2 名、将来的な生活保護に陥ることを未然に防止できる者を 3 名との仮定を置き、全国平均保護受給期間（令和元年）76.8 か月＝6 年 4 か月の間に、得られる行政コスト削減効果と経済効果を計算すると、以下のとおりとなる。

- 年内に就職活動に結びつく者⇒5 人
- 実際に就職できる者⇒2 名

【令和6年3月時点】

- 将来的な生活保護に陥ることを未然に防止できる者⇒3名
- 2人分の普通税収増加額（6年4か月間）=3,171,000円
- 3人分の将来的な生活保護費削減額（6年4か月間）=20,574,000円
- 上記の事業効果額の合計=23,745,000円

図表18 古河市のPFS事業の事業効果額（当初設定）

- 行政コスト削減額 3人分の将来的な生活保護費削減額（6年4か月間）の計算 1,200,000（1人分）×3人= 3,600,000
※令和元年度の全国の生活保護受給期間の平均は76.8か月=6年4ヶ月 資料）厚生労働省 2019年度被保護者調査

生活保護費	N年後の生活保護費の現在価値（割引率を4%とした場合）↓4ヶ月分						計
合計	1	2	3	4	5	6	
3,600,000	3,461,538	3,328,402	3,200,387	3,077,295	2,958,938	948,377	20,574,938 A

- 経済効果（税収増加額）2人分の普通税収増加額（6年4か月間）の計算 277,422（1人分）×2人= 554,844
※古河市の普通税収19,590,709,000円（令和1年）を労働人口70,617人で除したもの
資料）古河市決算資料

<https://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/lifetop/soshiki/zaisei/1/699.html>

普通税収	N年後の普通税収の現在価値（割引率を4%とした場合）↓4ヶ月分						計
合計	1	2	3	4	5	6	
554,844	533,504	512,984	493,254	474,283	456,041	146,167	3,171,078 B

23,746,016 A+B

② PFS 第1期の事業効果額の計算

上記の考え方をもとに、PFS 第1期の事業効果額について、以下のとおり計算を行った。

- 実際に就職（雇用契約）した者⇒0名
- 将来的な生活保護に陥ることを未然に防止した者⇒2名（就労継続支援B型事業所への福祉就労2名）
- 0人分の普通税収増加額（6年4か月間）=0円
- 2人分の将来的な生活保護費削減額（6年4か月間）=13,716,725円
- 上記の事業効果額の合計=13,716,725円

③ PFS 第2期の事業効果額の計算

同様に、PFS 第2期の事業効果額について、以下のとおり計算を行った。

- 実際に就職（雇用契約）した者⇒3名（就労継続支援A型事業所への福祉就労3名）
- 将来的な生活保護に陥ることを未然に防止した者⇒1名（就労継続支援A型事業所への福祉就労3名+就労継続支援B型事業所への福祉就労1名）
- 3人分の普通税収増加額（6年4か月間）=4,756,617円
- 4人分の将来的な生活保護費削減額（6年4か月間）=27,433,250円

【令和6年3月時点】

➤ 上記の事業効果額の合計=32,189,867円

④ PFS 事業効果額

事業によって生み出された PFS 事業効果額と総事業費（固定払費+成果連動払額）を比べると、PFS 第1期の事業効果額 13,716,725円+第2期の事業効果額 32,189,867円 =45,906,592円となり、総事業費 25,125,200円を大きく上回る結果となった。

図表 19 古河市の PFS 事業の支払額と事業効果額

年度	就労準備支援事業	参加支援事業 ※上段固定払費 (下段成果連動払額)	固定払費分の計(契約額)	固定払費 + 成果連動払額	事業効果額 ※参加支援事業のみ ()内、差額	備考
令和3年度	11,071,926円	460,900円	11,532,826円	11,532,826円	0円	就労準備は1年間分、参加支援は12月から開始で4か月間分
令和4年度	5,944,400円	5,926,800円 (481,500円)	11,871,200円	12,352,700円	13,716,725円 (1,364,025円)	就労準備は2年契約、参加支援はR3年12月から3年契約
令和5年度	5,907,000円	5,907,000円 (958,500円)	11,814,000円	12,772,500円	32,189,867円 (19,417,367円)	
(計)	22,923,326円	12,294,700円 (1,440,000円)	35,218,026円	36,658,026円	45,906,592円 (9,248,566円)	
令和4~5 2年分の計	11,851,400円	11,833,800円 (1,440,000円)	23,685,200円	25,125,200円	45,906,592円 (20,781,392円)	

資料) 古河市作成

今回、PFS 事業効果額について、PFS 事業を実施したことによる最終アウトカムの状況と、それを達成するために要したコスト（固定払費と成果連動払費）を比較した際に、行政コスト削減額について、将来的な生活保護受給に至らないことを念頭に事業効果額を考えたが、事業効果については、生活保護の未然防止以外にも、金銭換算できる効果が他にあるのではないかと考えられる。

今回、成果評価の対象とはしていないが、事業によって生み出された価値として、以下のような価値が考えられる。

- 終結・就労には至っていないが、本人の意識・行動の変化、目標クリアという価値
 - 第1期はフェーズ1が1人、フェーズ2が1人、第2期フェーズ2が1人、フェーズ3が1人、フェーズ4が3人
- 就労には至っていないが、通信高校編入1名、大学復学1名、通信大学入学1名と自立に向けた支援による価値
- 本人の意識・行動の変化や自立によって家族の不安が解消された価値
- 本人の状態は変わらないが親や家族の意識の持ち方が変化したことの価値

【令和6年3月時点】

また、今回、事業効果額として算定はしていないが、その他の事業効果としては、以下のような効果が考えられる。

- A. 対象者本人にとっての金銭的效果：支援対象者が就職等により就労をすることにより、本人の収入が増加することによる経済的效果
- B. 対象者の家族の経済的負担軽減による効果：支援対象者の世話をしていた家族が就労できることになることによる家計負担の改善効果
- C. 経済的效果：支援対象者が外出することで新たに生まれた経済活動による地域の経済的效果
- D. 社会的効果：地域コミュニティにおいて、支援対象者がひきこもり状態を脱したことによる地域社会に与える社会的効果や事業の効果を周知・広報することにより地域に対する気づきや意識変容をもたらす効果、また、自立支援事業に対する出資・寄付意欲等を喚起する効果

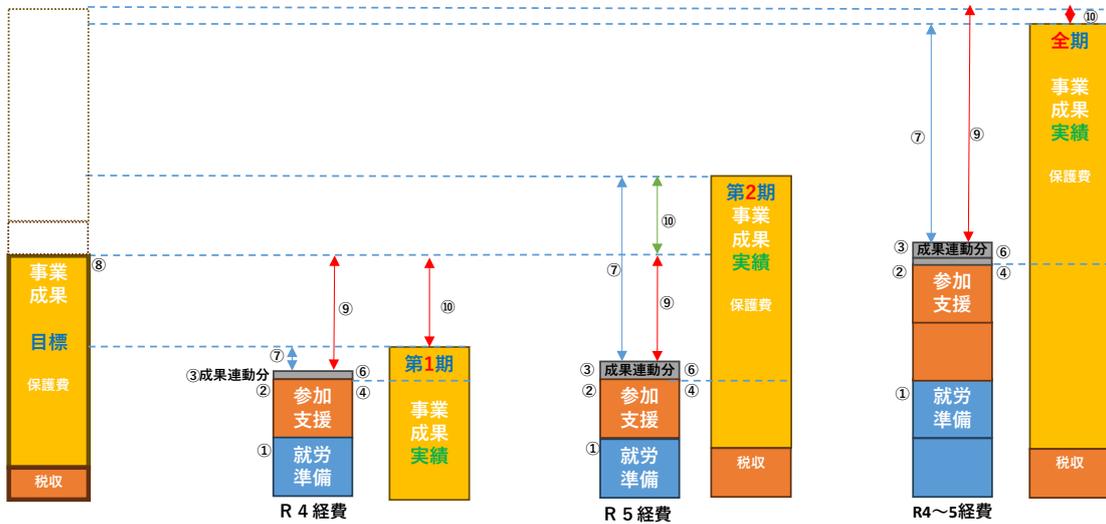
いずれの効果についても、今後、それら効果の検証を通じて、事業効果の評価や価値換算の方法の検討を進めていく必要がある。

【令和6年3月時点】

図表 20 古河市の PFS 事業の支払額と事業効果額の比較

事業成果換算額			
	税込増加額	保護費削減額	計
年間想定目標	3,171,000	20,574,000	23,745,000 ^⑧
第1期実績	0	13,716,000	13,716,000
第2期実績	4,756,500	27,432,000	32,188,500
第1～2期計	4,756,500	41,148,000	45,904,500

経費と実績と目標との差額									
	就労準備支援事業 経費①	参加支援事業 経費②	成果連動額 経費③	固定費分の計 経費④ (①+②)	成果連動額を加算 経費⑤ (①+②+③)	事業成果換算額 実績⑥	実績－経費の 差額⑦ (⑥－⑤)	経費－目標 の差額⑧ (⑤－⑧)	実績－目標 の差額⑩ (⑥－⑧)
令和4年度	5,944,400	5,926,800	481,500	11,871,200	12,352,700	13,716,000	1,363,300	-11,392,300	-10,029,000
令和5年度	5,907,000	5,907,000	958,500	11,814,000	12,772,500	32,188,500	19,416,000	-10,972,500	8,443,500
R4～R5	11,851,400	11,833,800	1,440,000	23,685,200	25,125,200	45,904,500	20,779,300	-22,364,800	-1,585,500



資料) 古河市作成

【令和6年3月時点】

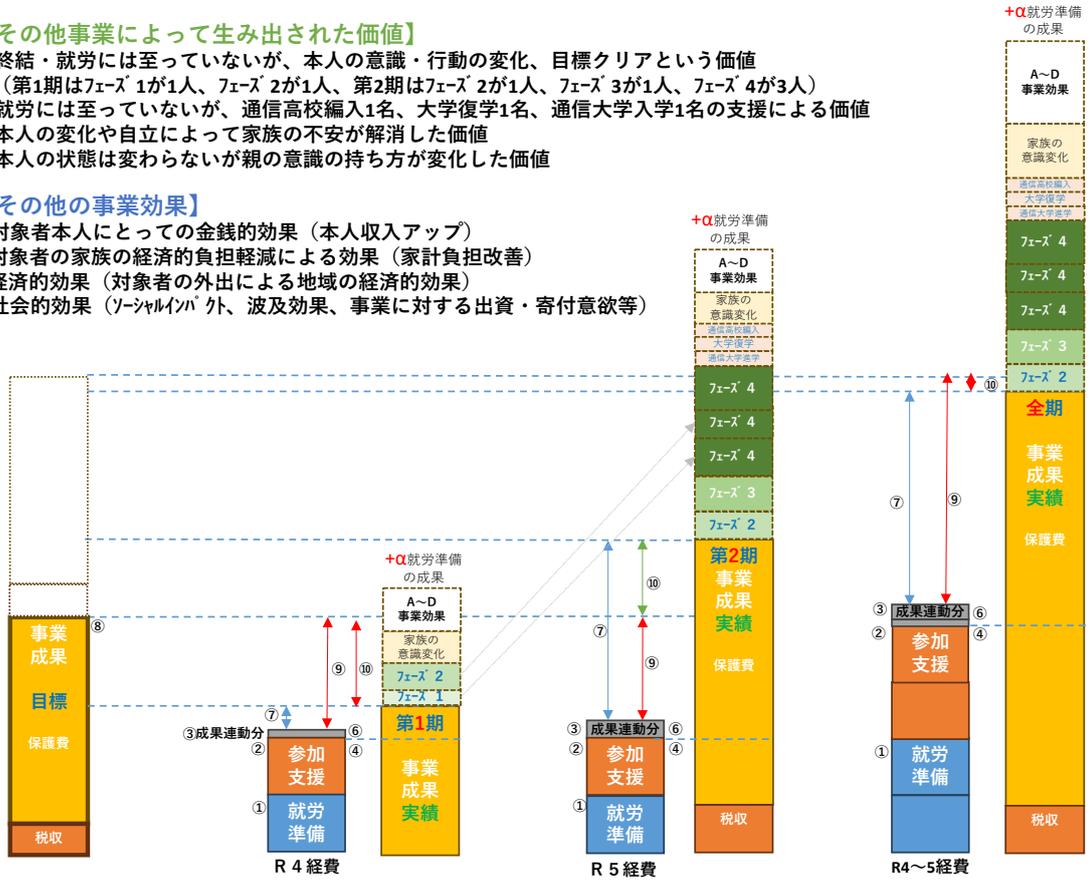
図表 21 古河市の PFS 事業の支払額と事業効果額の比較（その他の事業効果を含む）

【その他事業によって生み出された価値】

- ・ 終結・就労には至っていないが、本人の意識・行動の変化、目標クリアという価値
（第1期はフェーズ 1が1人、フェーズ 2が1人、第2期はフェーズ 2が1人、フェーズ 3が1人、フェーズ 4が3人）
- ・ 就労には至っていないが、通信高校編入1名、大学復学1名、通信大学入学1名の支援による価値
- ・ 本人の変化や自立によって家族の不安が解消した価値
- ・ 本人の状態は変わらないが親の意識の持ち方が変化した価値

【その他の事業効果】

- A.対象者本人にとっての金銭的效果（本人収入アップ）
- B.対象者の家族の経済的負担軽減による効果（家計負担改善）
- C.経済的効果（対象者の外出による地域の経済的効果）
- D.社会的効果（ソーシャルバグ、波及効果、事業に対する出資・寄付意欲等）



資料) 古河市作成

7. まとめ

(1) PFS 事業として実施したことによるメリット

① 介入の成果の見える化につながったこと

PFS 事業を実施したことにより、介入の成果を見える化することが可能になった。成果指標や基準を設定し、どれだけリソースを投入して事業を実施すれば、どの程度の定量的な成果や定性的な成果を実現できるかを見える化することができた。

② 目標と達成度の見える化ができたこと

対人援助に関する事業について成果指標を作って、基準を設定し、事業者が基準以上の成果を上げるために頑張ってもらったことで、目指すべき目標が明確になり、達成度が見えやすくなった。

③ 事業者の取組内容の理解につながったこと

相談援助の役務の委託については、これまで事業者が一生懸命やってきたことについて、なかなか内容がつかめなかったことがあり、見える形で示してもらえなかったが、PFS 事業において定量的や定性的に表現できた点は学びになった。

定性的評価票により、対象者への支援状況を見える化するという試みについては、十分であるとはいえないものの有益であった。支援対象者それぞれの支援状況を見える化することは非常に手間がかかるものの、PFS 事業を実施しなければこのようなアイデアは生まれなかった。

(2) PFS 実施上の課題

① 事業成果と成果指標の設定

本事業では、事業成果の明確化と成果評価について大きなハードルがあったといえる。具体的には、事業を実施することで得られる成果を明確化するために、案件形成段階でのロジックモデルの作成と成果の測定に必要となる成果指標の設定に相当の時間を要したことが挙げられる。

就労支援に関する PFS 事業の前例は、成果指標の設定にあまり参考にならなかったため、厚生労働省のつながり指標を参考にすることはできたが、成果指標については、ほぼオリジナルで考えなくてはならず、古河市側のこれまでの相談支援担当者の経験や勘に頼らざるを得なかった。

今回の事業実績を踏まえて、より適切な成果指標の見直しや開発を図ることが必要と考えられる。

【令和6年3月時点】

② 成果指標の基準値の妥当性

成果指標の基準値の妥当性に関しても確立された確固たる基準がなく、成果指標それぞれの基準値を設定することに困難があった。支援対象者の状況や特性等の要因により、介入と成果の現れ方がそれぞれ異なることに加えて、成果が表れる期間も支援対象者ごとに様々であった。よって立つべき根拠がないなかで、成果指標とその基準値の設定をしたため、事業期間の途中で成果指標について見直しをする必要が生じた。

今回の事業で得られた介入と成果の実績を踏まえて、より適切な基準値設定の考え方を検討することが必要と考えられる。

③ 事業実施に伴う負荷と役割分担

官民のパートナーシップという観点から、本事業では相対的に古河市の負担が大きかったことも課題であった。

古河市からは、古河市の職員が、PFS に十分に関与していく時間や体制の確保が十分でなかったことが指摘されている。古河市の職員は、他に多くの事業の担当を持っており、参加支援事業を進めるだけでも負担が大きく、PFS に関わる業務を行う余裕がなかった。そのため、成果評価に関する諸業務（案件形成から事業計画の作成、指標の設定、仕様書の作成、事業所とのサウンディング、プロポーザルの実施、事業開始後のミーティングの実施、成果の計算、第三者委員会の実施・運営、交付金にかかる事務、事業所との協議・交渉等）に関しては、課長職がおおむね1人で担当していた。PFS に特化し、きちんとコントロールできるような実施体制を構築する必要があるとの指摘があった。

また、本事業は交付金を受けているため、各種手続きや進捗管理を行う必要があり、その準備等の負担が大きかったとの指摘もあった。

PFS 事業を実施するには、単なる委託事業と比べて負荷が大きいため、中間支援組織を活用したり、自治体と事業者との間で適切な役割分担を図ったり、自治体内で十分な実施体制を構築することが重要と考えられる。

④ インセンティブの設計

事業者におけるインセンティブ設計が十分であったのかということも課題である。

事業者の経営層は、参加支援事業が主たる事業ではないことから、事業に対する想い（理念等）や、福祉事業に対する理解や専門スキルが十分でないこともあり、事業所の経営層にとっては、成果連動分は単なる収益としか見ていないという状況にあった。そのため、支援対象者に実際に支援を行う支援スタッフと経営層との間で目的意識のギャップがあったと考えられる。

支援スタッフにとっては、対象者に対する支援への関心は高いが、獲得した成果連動分は支援スタッフへの給与や報酬にはとくに反映されないため、成果連動分の獲得に関してはそれほど関心はなかった。成果連動のインセンティブが現場で業務に携わるスタ

【令和6年3月時点】

ップにとってもインセンティブとなるような仕組みを事業者のなかで作ることも重要と考えられる。

(3) 今後の横展開

☒本事業は、これまで見てきたように、成果指標の設定や評価方法、支払条件の設定方法など、PFSとしては非常に難易度が高い事業と言えるが、古河市の取り組みによって、今度の横展開に向けた重要な示唆があったと評価できる。

今回、古河市の PFS 事業を通して行った 2 種類の見える化の手法は、今後、他の自治体で同様の事業を実施する際に参考にできると考えられる。すなわち、①定性的評価票のなかで、PFS のロジックモデルに沿って、インプット→アクション→アウトプット→アウトカム（初期・中期・最終）に至る一連の支援の流れを見える化したこと、また、②対象者と支援の状況について、定性的評価票と時間軸を含めた支援開始から終結までのイメージによってグルーピングして比較して見せたことである。ここでは、支援者と支援の特徴の典型例を拾い集め、類似する要素や項目で類型化（グルーピング）を行い、それらの類型同士の支援に対する効果を比較するという形で、支援と対象者の変化を見える化する作業をしている。

今回の事業で、どのような状況にある対象者に対して、どのようなステップで介入を行うことで、どのような成果の達成をどのくらいの期間で目指すのか、対象者の変化をどのような評価方法で測るのか、ということについて一つの在り方を示すことができたと考えられる。古河市が試行した手法については、今後、他の自治体で横展開していく上で参考にできるものである。古河市の手法を一つの切り口として、他の自治体が多様な対象者に対する介入とその効果のデータを同様の方法で蓄積することで、成果指標と評価方法をブラッシュアップするとともに、費用対効果のデータを積み重ねていけば、今後、もっと裾野が広がっていくのではないかと考えられる。社会的インパクト投資は増えてきており、これまでの PFS/SIB では行政、ひいては納税者が負担をしているが、その資金をサービスの購入者や寄付者が負担するというスキームが考えられ、PFS/SIB の資金の出し手も広がっていくことが期待される。